

愛川町火災予防条例の一部改正に当たり、パブリック・コメント手続
を実施しなかった理由

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例ではありますが、今回の改正については「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）」の施行に伴い、本条例に規定される文言の整理を行うものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（軽微なもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。